

各私立幼稚園設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部私学振興課長

令和 6 年度幼稚園等 ICT 化支援補助金に係る実績報告書等の提出について（依頼）

このことについて、令和 6 年 10 月 31 日付け福子総第 786 号で令和 6 年度幼稚園等 ICT 化支援補助金交付決定通知書を送付したところですが、幼稚園等 ICT 化支援補助金交付要綱に基づき、次の書類を、提出期限までに提出してください。

1 提出書類（各 1 部 ※控えを園に保管してください）

- (1) 第 4 - 2 号様式 令和 6 年度幼稚園等 ICT 化支援補助金実施状況報告書
- (2) 第 5 - 2 号様式 令和 6 年度幼稚園等 ICT 化支援補助金実績報告書
- (3) 別紙 2 幼稚園等 ICT 化支援補助事業実施報告書・補助金精算書
- (4) 添付資料

ア 契約書（請書）又は注文書の写し（※作成していない場合は省略可）

イ 納品書（工事完了届）の写し（※出荷確認票等では代用不可）

ウ 請求書の写し

エ 領収書の写し（※金融機関の振込依頼票等では代用不可）

オ システムや機器等の整備後の設置状況が確認できる写真

※台紙様式に写真を貼付して提出。

※補助対象のシステム（画面やパッケージ等）や機器がもれなく撮影されていて、園地園舎内に設置した状態が確認できるものを提出。（スクリーンショットでは代用不可）

※通信環境整備の場合は、実際に設置した場所が分かる写真や図面を提出してください。

カ 補助事業経費変更理由書（事業経費に変更等がある場合）

- (5) 第 6 - 2 号様式 令和 6 年度消費税仕入控除税額報告書

【様式掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類から探す > 教育・文化・スポーツ > 教育 >

私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和 6 年度幼稚園等 ICT 化支援補助金に係る実績報告書等の提出について

2 提出について

(1) 提出期限

1 (1) について、令和 7 年 3 月 21 日（金）

1 (2) ~ (4) について

○ 令和 6 年 12 月末までに事業完了している園 令和 7 年 1 月 24 日（金）

○ 令和 7 年 3 月末までに事業完了している園 令和 7 年 4 月 15 日（火）

1 (5) について、令和 7 年 6 月 30 日（月）

(2) 提出先：〒231-8588（住所省略可）神奈川県庁私学振興課助成グループ 青木、高橋宛

(3) 提出方法：郵送

裏面もご確認ください

3 留意事項（必ずお読みください）

(1) 履行確認について

- ア 契約書、注文書、納品書、請求書及び領収書等の各文書の発行日がすべて補助対象期間内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）である必要があります。**（補助対象となる部分の利用料等のお支払いは、令和7年3月31日までに完了してください。）**
- イ 令和7年3月末日までに事業が完了しない場合や、領収書等の添付書類により補助事業の履行確認ができない場合は、補助金の支払いができない場合があります。
- ウ 導入システム等を現地確認させていただく場合があります。

(2) 添付資料について

- ア **納品書（工事完了届）の内容は、初期購入費用、（月額／年額）利用料、導入設置費用等、導入にかかった費用の内訳が分かるようにしてください。**（「一式」と表示されている場合は、内訳が分かる書類を併せてご提出ください。）
※契約書（請書）、注文書、請求書等で確認できる場合は必要ありません。
- イ **リース料や利用料等の月額／年額料金については、契約期間を明確にしてください。**また、**補助対象期間外の契約が含まれる場合は、金額を按分し補助対象期間内の利用料を算出してください。**

(3) やむを得ず補助事業の内容又は金額に変更が生じた場合について

- ア 補助事業の内容を変更しようとする場合、変更承認申請により、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。該当がある場合は、速やかにご連絡願います。
※購入にあたっては、必ず交付申請時の採択業者から、交付申請時と同じものを購入してください。採択業者以外の業者から購入した場合や、交付申請時とは別のものを購入した場合は、原則補助対象外となります。なお、購入予定品が欠品等によって購入不可能になった場合はご連絡願います。
- イ 補助事業経費に変更があった場合には、補助金額の変更の有無にかかわらず、変更理由書（別添）に理由等を記載し、実績報告書と一緒に提出してください。

(4) 支払いについて

- ア 実績報告書の確認後、順次補助金の支払い手続きを行います。円滑な支払いのため、事業完了後は実績報告書等を速やかに提出してください。
- イ 記載内容（日付、金額、品名、契約当事者氏名・発行者印等）に遺漏がないか、提出前に今一度ご確認ください。（記入漏れや金額・内容相違等の不備が認められた場合、支払い手続きが滞りますのでご注意願います）。
- ウ 支払いが来年度の5月になる場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先

助成グループ 青木、高橋

電話 045-210-3774

ファクシミリ 045-210-8839

E-mail jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp エルジー